

1. 第1日

令和6年9月4日（水）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和6年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番大庭さみ子議員

16番実藤輝夫議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。本日、市長から報告4件、議案19件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和6年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

提案理由の説明をさせていただきます前に、このたびパリ2024パラリンピック競技大会において、朝倉市出身の草場龍治選手が車椅子ラグビーの日本代表として出場され、パラリンピック、オリンピックを通じ、朝倉市初となる金メダルを獲得されましたこと、心よりお祝い申し上げます。厳しいトレーニングを重ね、初めてパラリンピック代表に選出された大会で最高の栄誉である金メダルを手にしたことは、草場選手の努力のたまものであり、心から敬意を表します。スターティングメンバーとして全試合に出場し、持ち味である体幹の強さとスピードを武器にパラリンピックの舞台で積極果敢に戦う姿は、多くの人々に感動と勇気を与えました。今後ますますの御活躍をお祈り申し上げるとともに、草

場選手の未来がさらに輝かしいものとなりますようお願いしております。

それでは、本定例会開催に当たり提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会には、報告について4件、決算の認定について5件、利益の処分及び決算の認定について4件、補正予算について2件、条例の一部改正について2件、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について1件、工事請負契約の締結について2件、財産の取得について1件、市道路線の認定について1件、規約の変更について1件、合計23件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第16号から報告第19号までについて説明申し上げます。

報告第16号の専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第17号令和5年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財産の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。各比率が国の定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化等を図らなければならないものとなっておりますが、本市の令和5年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第18号令和5年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第19号令和6年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第81号議案から第85号議案までにつきましては、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第86号議案から第89号議案までにつきましては、令和5年度の工業用水道事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第90号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、浸水対策事業費、物価高騰対策等生活支援事業費、公債費の繰上償還等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ14億2,909万5,000円を追加し、予算総額を456億1,699万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、前年度繰越事業費の確定に伴う繰越金を小石原川ダム水源地域整備基金へ積み立てる経費に2,209万5,000円を計上いたしました。

民生費では、定額減税に係る調整補足給付金を支給するための経費に6,100万円、食材費高騰対策としての保育所等給食費支援事業費に1,000万円を計上いたしました。

土木費では、原鶴地区の浸水対策事業費に2億6,100万円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に10億7,500万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として国庫支出金6,100万円、県支出金500万円、繰越金12億7,359万9,000円、市債2億6,100万円等を計上いたしました。

第91号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金並びに令和5年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立金を補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1億9,022万6,000円を追加し、予算総額を62億3,350万9,000円といたしました。

次に、第92号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第93号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第94号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、朝倉市営住宅鳩胸団地建替建築主体工事について、物価等の急激な変動による変更等により請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第95号議案及び第96号議案の工事請負契約の締結につきましては、環境センター汚泥再生処理施設リニューアル工事及び安川コミュニティセンター建替建築主体工事について、随意契約及び指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第97号議案の財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車を取得するため指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第98号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第99号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、程案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

○総務部長(梅田 功君) 訂正方をお願いいたします。

まず、報告第17号の根拠法令を地方公共団体の財産の健全化に関する法律と申し上げましたが、正しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律で訂正をお願いいたします。

次に、第92号議案の根拠政令中、特別児童手当等の支給に関する法律施行令と申し上げましたが、正しくは特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に訂正をお願いいたします。

最後に、第99号議案の件名中、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議と申し上げましたが、正しくは福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議でございます。以上、おわび申し上げ、訂正方よろしくをお願いいたします。

○議長(小島清人君) ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は11日の本会議において行います。

それでは、6請願第1号をお開きください。

次に、6請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。15番大庭きみ子議員。

(15番大庭きみ子君登壇)

○15番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました6請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を

実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば2025年度に完了となります。今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。教育義務国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、少人数学級推進などの教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを請願するものです。

皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。以上、趣旨説明を終わります。

(15番大庭きみ子君降壇)

○議長（小島清人君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第81号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時21分散会